（様式第２－14号）

多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

令和2年12月8日

つるぎ町

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第７条第５項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画を認定したので、同条第６項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体
1号事業	２号事業	３号事業	４号事業	地域	重点区域との重複の有無		
○				つるぎ町半田地域	無	R2 ～ R7	半田地域広域活動組織
○				つるぎ町貞光地域	無	R2 ～ R7	貞光地域広域活動組織
○				つるぎ町一宇地域	無	R2 ～ R7	一宇地域広域活動組織
						～	
						～	
						～	
						～	
						～	
						～	
						～	
						～	
						～	
						～	
						～	